

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会
制度検討サブワーキンググループ
(第3回)

1 日 時

平成29年10月10日(火) 10:00～11:30

2 場 所

中央合同庁舎2号館11階 総務省第3特別会議室

3 出席者

(1) 構成員及び説明者

手塚主査、新井構成員、大澤構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、小尾構成員、小松構成員、柴垣構成員、下江構成員、長尾構成員、中村(信)構成員、西山構成員、松岡構成員(永井代理)、松崎構成員、宮内構成員、宮脇構成員、野田説明者、秦説明者

(2) 関係省庁

野平 内閣官房IT総合戦略室参事官補佐(永松代理)、
大峯 法務省民事局商事課法務専門官、
満塩 経済産業省CIO補佐官、
希代 経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐、
池内 経済産業省商務情報政策局総務課情報プロジェクト室係長

(3) 総務省

吉田大臣官房総括審議官、吉岡情報流通行政局審議官、今川情報流通行政局情報通信政策課長、犬童情報流通行政局情報流通振興課長、木村情報流通行政局サイバーセキュリティ課長、飯倉情報流通行政局情報通信政策課調査官、千葉行政管理局行政情報システム企画課長、渡邊自治行政局住民制度課企画官、山口行政課監査制度専門官

4 議事

- (1) 「電子委任状の普及の促進に関する法律関係法令」について
- (2) 関係者からのプレゼンテーション

(3) 意見交換

(1) 「電子委任状の普及の促進に関する法律関係法令」について

【飯倉調査官】

- 当該法律の附則で「公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行」となっており、施行期日を平成30年1月1日としたいと思っている。
- 認定の更新期間を定める政令を策定し、法律においては更新の期間は「三年を下らない政令で定める期間」とされている。それを踏まえ、認定の更新期間を今回政令で3年というふうに定めたいと思っている。
- 施行規則の内容について、まず特定電子委任状を専ら発行する事業者は、主務大臣から認定を受けることになる。その特定電子委任状に求められる措置、すなわち真正性を担保する方法として、法律には「電子署名法に基づく電子署名」という方法を書いているが、それ以外のやり方として、施行規則に2つ掲げている商業登記法に基づく証明、公的個人認証法に基づく証明を書いている。
- その他認定にかかる承継、変更、廃止等の手続を省令で書いている。
- 基本指針について、1つ目の項目では電子委任状の普及の意義及び目標を書くということに法律でなっており、意義としてはデジタルファーストの早期実現、公的個人認証サービスの利用場面拡大によるマイナンバーカードのさらなる普及等に資すると書いている。
- 2つ目の目標としては、具体的な手続を①、②、③のように例示しており、これらの普及を促進するとしている。具体的には、①企業間の取引、②調達、③行政機関に対する申請等の手続を書いている。
- また関係者の理解を深めるための施策を2つ書いている。1つ目はパンフレットやマニュアル類の配布、セミナーの開催、2つ目は内外の動向の調査、分析を行う。
- 電子委任状に記録される情報の記録方法の標準については、この標準を守ったものが特定電子委任状として扱われるようになり、この特定電子委任状を発行する者が認定事業者になるということになっている。
- 標準の記録方法には3つの方式を規定している。1つ目は委任者が電子委任状取扱事業者に、電子委任状を出すというのが一般的なやり方と思っている。この委任者がみず

から電子委任状を作成する方法ということ委任者記録ファイル方式と呼んで規定している。

- それ以外に、取扱事業者のほうで委任者の委託を受けて受任者の電子証明書に記録する電子証明書方式を規定している。電子委任状取扱事業者に認証局になる場合には、認証局のほうで委任者から委託を受けて、電子証明書に追加的に書き込んでいくという方法を規定している。さらに電子証明書とは別の電磁的記録に記録する方法も規定している。
- 委任の内容を電子委任状に記録する者には電子署名法、商業登記法、公的個人認証法に基づく電子署名を行うことを義務づけている。そして電子委任状に記録すべき事項を規定しており、具体的な規定の中身は別紙という形で記載事項を例示している。
- 主には委任者に係る事項、受任者に係る事項、委任内容、取扱事業者に係る事項の4つに分かれる。委任者に係る事項として、国税庁が指定する法人番号、商業登記の法人名称、商業登記の本店所在地、法人の代表者名等が委任者に係る事項になる。
- 受任者に係る事項としては、受任者の氏名、役職・肩書き、所在地、検証符号、検証符号のアルゴリズム名。委任内容に係る事項としては、ID、代理権の内容等を書くことにしている。
- 最後に、電子委任状取扱事業者に係る事項としては、サービス名称、ポリシー記載場所、失効情報の問い合わせ先等を記載事項として書いている。
- 以下の方法ということで3つ書かせていただいている。まず1つ目が法人の代表者等の作成に係るものであること等を確認するための方法について、委任者記録ファイル方式の場合は、委任者の作成に係るものは委任者の電子署名をつけることとしているが、その有効性を確認するという担保しようとしている。実在する法人であるかどうかということは、登記事項証明書等をとることとしている。士業の資格の確認は、名簿を登録や、管理する団体に照会することによって確認するということを書いている。
- 電子証明書方式と取扱事業者記録ファイル方式の場合は少し違うが、特に委任者の作成に係るものはないので、まず実在する法人であることについては、同じく登記事項証明書で確認し、委任者の作成に係るものは、何らかの委託を受けるということなので、その委託を受けるとき、その書類に、その登記事項証明書と同じ印が使われているということで確認することと書いてある。
- セキュリティーを確保するための方式だが、一般的には一番ポピュラーなISO/I

EC27001で定めるISMSを、取得するということが基本として書いている。一方で電子証明書方式の場合には、そもそも電子署名法の指定機関が行う調査や監査を受けているということとしてもよく、もしくはアメリカ、カナダのWeBTrust for CAの監査、欧州のETSIの監査、でも認めるとしている。

- その他、業務の運営方針や運営手順を定めた規程の作成、もしくは失効管理、委任者のほうから電子委任状の有効期間内に代理権が消滅等した場合、その事実を電子委任状の受領者が知り得るようにしないといけないといった手続等を規定している。
- 今後のスケジュールだが、10月中にはパブコメをかけたいと思っており、1カ月ほどパブコメをかけ、その上で12月下旬に政令の閣議決定、政令・省令の公布、基本指針もそれに合わせて公布したいと思っており、そういったものを年内にして法施行は1月1日を目指したいと思っている。
- この過程で、基本指針でも書き切れない解説のようなものを準備させていただいて、それも施行に合わせて公表したいと思っている。

(2) 関係者からのプレゼンテーション

【野田説明者】

- このたびはサブワーキンググループにおいて、当連合会の意見を述べる機会をいただき、感謝申し上げます。
- 今回電子委任状普及促進法の基本方針に沿って意見書を記載しているが、まず1つ目は電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項ということで、この制度の普及促進等に関しては企業の生産性の向上あるいは行政運営の簡素化及び効率化、国民の利便性の向上につながるということから、本会としても、これまで行政書士が幅広く行政手続に関与してきた経験値をもとに、国や地方公共団体への助言、提言を行うとともに、中小企業等クライアントへの普及促進を図ってまいり所存。
- 2つ目は、関係者の理解を深めるための施策について、これに関しても国や地方公共団体による、この制度の普及活動に関する広報、調査分析、利用促進のための情報提供等に関しては、本会としても協力してまいり所存。
- 3つ目は、電子委任状に記録される情報の記録方法の標準等に関して、これまでの我々の実務の経験則から、あるいは受任者として電子委任状を活用する立場から、意見

を述べさせていただきたい。

- まず、受任者の意思確認について、実務上、委任は案件ごとに個別案件として受けるものだが、その都度契約相手方もしくは官公庁から受任の意思をいつでも確認、あるいは委任の解除等についても確認できるようにすべきであろうかと考えている。電子委任状も法律上の委任契約であることに変わりないので、委任者と受任者の意思の合致がなければならないと思っている。
- 現在の想定では委任者の意思は契約相手方から確認ができるが、委任者に受任者の意思があるかどうかというところまでは確認できないと考えている。受任者が何らかの事情で委任契約の解除をしたい場合、受任者側から解除する方法がないのではないかと、そこで、受任者側から解除できる手段を講ずることを明示すべきであろうと考えている。
- このことを受け、受任者ファイル作成方式というものも、この電子委任状取扱業務の中に組み込む必要があるかと思う。行政書士の主たるクライアントである中小企業の代表者が、自ら電子委任状の登録を積極的に行うかいうと、あまり現実的ではないか、専門的な手続ほど専門職に依存しているので、紙ベースの委任状ではほとんどそれを専門職が作成し、それに委任者から捺印をいただいているということが現状。これから電子申請の促進につなげていくとすれば、ここの認識が非常に大切ではないかと思っている。行政書士をはじめとする士業は、いわゆるプロの受任者として、多くの行政手続において、受任者からの電子委任状の登録が可能になることによって、電子委任状の普及促進においては大変重要な役割を果たすものと思う。もちろん受任者の意思と同様に、このときには委任者の意思確認も必要になろうかとは思っている。
- また将来的に、大規模災害における罹災証明の代理申請や医療福祉介護関係の行政手続などを電子化する場合には、委任者は高齢者が多く、電子委任状の作成が非常に難しいのではないかと考えており、この受任者ファイル作成方式というのも、一つ検討の余地があるのではないかと考えている。
- 最後に、共同受任あるいは復代理人について、行政手続を行政書士等の士業が受任する場合、事務所に複数の資格者がいる場合などは共同受任をして、業務を分担することで効率的に業務処理を行うことも多々ある。そのため共同受任、あるいは復代理人選任についても、対応を検討していただきたい。

【秦説明員】

- 現在日税連が構想している電子委任状の運用について、ご説明したい。
- 電子委任状の業務は、調達等の電子契約などでの活用が見込まれているが、まず税理士会の業界が抱える喫緊の課題があるため、マイナポータルでの代理人設定に、電子委任状が活用できないか、提案させていただく。
- この秋からマイナポータルでの本格運用が始まる予定となっており、本格運用後は国民健康保険、国民年金等の支払金額や受給状況、医療費の支払い状況といった情報が集約されることとなる。税理士が納税者から委任された所得税の確定申告書を代理で作成するためには、これらマイナポータルに集約される特定個人情報の中から必要な情報を閲覧取得する必要があるが生じてくる。
- 現在マイナポータルでは、代理人設定の仕組みが整えられているが、その設定は委任者と代理人が相対で操作する仕組みになっている。またその設定方法についても包括的な委任とするか、約50にも及ぶ特定個人情報の中から、1件ずつ選択する仕組みといったものしかなく、多くの納税者の税務代理を行う税理士にとっては、非現実的な運用と考えている。
- このため、日本税理士会連合会ではマイナポータルでの代理人設定について、1つとして遠隔でできること、2つとして納税者から税務代理権限で委任を受けることから、マイナポータルで閲覧取得できる情報は、税務代理に限った情報にすべきであると考えており、この考え方については、関係各所からの理解を得ているところ。そこでこの実現方法として、電子委任状の仕組みが活用できないかを期待している。
- 我々の税務代理、所得税申告でいうと、ボリュームとしては国税庁が発表している平成28年度のオンライン利用件数は1,000万件に届くところまで伸びてきており、今後も伸びることが予想される。平成26年度の数字では、税理士が関与している所得税申告は約420万件、そのうち税理が300万件は代理送信をしている。今年の5月からのマイナポータルでの電子委任状の活用については、総務省と意見交換を行わせていただいているが、今後もマイナポータルでの活用が実現されるべくご検討いただきたく、また引き続き意見交換、ヒアリングの場を頂戴したいところ。

【飯倉調査官】

- 行政書士会と税理士会の皆様にはいつもご協力いただき、またこの法律に関してもい

ろいろとご賛意をいただき、感謝。

- 行政書士会が提案の受任者の意思確認について、これまで我々は企業、法人の対象者から企業の職員に対して委任をするということを考えていたが、土業の場合は、受任者の側のほうで受ける、受けないという判断というのは、確かに委任の有効性については重要なファクターになり得ると考えている。
- 一方でどう基本指針に書き込んでいくかという点は、今後相談させていただき。
- 税理士会のご提案の関しては、引き続き内閣官房と話しているところではあるが、税理士会とも引き続き議論させていただきたい。

(3) 意見交換

【新井構成員】

- 認定認証事業者としては、今回の電子委任状の法律は電子署名法では属性に関して全く法的根拠がないということで、我々が出している企業用の電子証明書の企業属性について検討していく中で、生まれたものだと感じている。
- 今回法律が成立したことで、我々が出す企業属性について、認定を受ければ法的根拠がつくことは大変喜ばしいことだと思っている。
- 日税連のマイナポータルの利用というのも、行政機関に対する申請等の手続において十分マイナポータルは機能するものなので、ぜひマイナポータルの活用というのも、我々としてはあればと思っている。

【宮内構成員】

- この法律で使用される電子委任状は、一定期間にわたって有効な定期券のような委任状と、今後もうまく扱っていくための仕組みづくりだというように理解している。
- ここに書かれる権限は、具体的な権限が一定期間有効なもの、例えば入札及びそれに関する規約、あるいはある種の約束を会社の中で与えることによって代理権を与えるもの、いわゆる包括的代理権等と呼ばれているものがあるかと思っている。これは、例えば何とか支社長というような権限、役職を与えることによって、その支社に係る一切の役割というのが自動的に、法律的についてくるということもあろうかと思うので、社員証みたいな役割をするような委任状というのも一応可能なのかなと思っている。
- そのようなことをやっていく上で重要なのが、電子委任状の有効性、失効の管理だと

思っている。確かに基本指針には委任側のことだけ書いてあって受任側のことは書いていないので、このあたり少し考えていく必要があるのかなと思っている。ちなみに電子署名法上の認定認証業務の認定基準では、事実と反することがわかったときには失効させるというように書いているので、それに準じた形で運用することは考えられるかと思っている。

- この失効に関して、電子証明書方式では、いわゆるPKIの仕組みで、失効のやり方というのはかなり確立したものがあると思うので、こちらはうまくやっていけるんじゃないかと思っているが、その他の方式については検討が必要。
- それから受任者ファイル作成方式というお話があったが、受任者が受任者の判を押した委任状というのは、ちょっと法律的にはありそうにないと思っており、委任者が委任するという意思を確認するのが委任状なので、受任者本人だけというわけにはなかなかいかないだろう。そのため、受任者がリーダーシップをとってやっていくとしても、何らかの本人または第三者の関与は必要になるというふうに考えている。
- また確かに委任状の失効を受任者ができたほうが良いと思うが、どこまで必要となるかというのは少し緩やかに考える必要があると思っている。例えば私どもは訴訟委任状を受け取って、訴訟遂行するわけだが、基本的にその委任状を廃止するというのではなく、その事件を遂行している裁判所に対して、この委任状は取り消すという届け出を出して運用している。その他の今回のようないろいろな手続に関して、受任者のほうから断るとしたら、もうその作業をしなくてもよいし、届けているところにはこうやって受任しましたけれども、代理人を廃止してくださいというように相手の官庁へ届け出るといった方法があろうかと思っている。
- 特許庁の場合には、包括委任状を最初に出し、それは無期限に有効だが、もしこれをやめるということになった場合、受任者のほうでやめる場合でも、それを取り消す手続を特許庁に対して行うという運用になるので、受任者のほうでこの代理権を行使しないということになれば、そのあたりの方法は運用上はあるかなと思っている。一方で失効申請できるかということは一応切り離して考えるということで、今回の電子委任状取扱事業者に関しても、受任者からの失効申請を受けられるように何らかの形を考えていくのは、いいことではないかと思っている。

【西山構成員】

- 当初は電子委任状の定義として、主に電子契約での利活用というところが中心に議論されていた。今回、税理士の先生方、あるいは行政書士の先生方からコメントを頂戴し、やはり行政手続の電子化に大きく寄与する可能性があるのではないかと期待している。
- 中小企業の事業主というように、個人の方の委任を受けて行政手続を大変数多くやっておられるという実態をご紹介をさせていただいた。
- そこで、これは今からの検討かとは思いますが、今まで事業主からの委任というところに我々こだわっていたのだが、もう少し電子申請を幅広く、マイナンバーカードを活用して広げるためには、個人からの委任を受けた士業等の先生方が、より電子委任状を使いやすいというようなご検討も、今後ぜひしていただければよいのではないかと考えている。
- また、先ほどの行政書士会からのご提案にあった、受任者ファイル作成方式は、可能性としては例えば取扱事業者が作成するファイル方式には、取扱事業者が電子署名等をする想定しているわけだが、当然のことながら受任権限の確認を、個人の場合だとマイナンバーカードによる署名、もしくは住民票の提示、法人代表だと法人の登記事項証明書あるいは法人の印鑑登録証明書等を徴求しているのので、先ほど宮内先生がご指摘された受任者のファイル作成方式であっても委任者の意思確認というのはそのような方法で補える可能性もあるのではないかと感じている。

【小田嶋構成員】

- 文字について特に我々認証業務を行っている上で思うのが、商業登記に関してはJISの第三3.44水準まで登録でき認めているが、証明書に格納するときにはJISの第一1.22の水準に縮退しなければならないので、文字の不一致が生じる可能性がある。これは例えば何か訴訟になったとき、契約の主体者がもちろんつくる側とつくられる側が相互に合意の上であれば良いと思うが、後々に否認された場合などになったとき、違いますよとかいったことがあると、運用で困難な場合が生じる可能性がある、と想定される困ることになるのかなと思っている。
- 例えば、法人番号があれば一意に法人を特定できるので、疑いはないが、例えば、私は小田「嶋」はだが、簡単な「島」や、「鳶」など異体字が存在するといった違いがある。指針に記載する書く必要はないかもしれないが、少なくとも指針になくとも解説等に、文字に関する規定を記載するきちんと書く必要があるのではないかと思料する思っ

ている。

- 委任した内容に関して、文字がの影響は僅少どころということはそれほどないと思うが、個人を特定する委任者や受任者個人を特定するという意味では、必要かと想定されるのではないかと考えている。

【小松構成員】

- 地方公共団体の調達請負入札では、例えば地方自治体においては、大体その地域にある支店長が年間を通じて代理人として行っているケースが多く、実際に入札するというのはその支店長の配下の社員が入札するというようになるので、一般的に復代理人が入札をするケースが多いという事実が、地方の自治体においては多いので、先ほどの行政書士会からの資料の一番最後にも書いてあったのだが、この復代理人の検討もぜひお願いしたい

【小尾構成員】

- 基本指針の4-3-2のところに、受任者の利用する電子証明書の発行番号等を、電子委任状等に記録する等の方法によりひもづけなければならないという記載があるのだが、現状、この受任者の電子証明書は何を使うかということについて、ここではちゃんとした記載がないので、仮にこれに公的個人認証サービスを使った場合、証明書のシリアルをそもそも電子委任状に記載して良いかということについて、現在の公的個人認証法との整合性がとれていないような気がするので、方法を考えていただかないといけなかなと思う。

【飯倉調査官】

- おっしゃるとおり、公的個人認証のシリアル番号を使うことは許容されていないので、それ以外の何かを使ってひもづけるという作業が、必要になってくるのではないかという話をしていた。それが何かについては、解説の中で例えばということを幾つか書こうと思っている。

【新井構成員】

- 小尾先生がおっしゃったとおり、属性証明書では基本的にサブジェクトを見ることが

多いので、サブジェクトそのもの、住所と名前が入っているので、そちらのほうを使わせていただくのと、証明書を丸ごとハッシュをとるところもあるかと思うのだが、これも公的個人認証法でどうなのか、そのものを使うのは少しまずいではなかろうかというところを記憶しているので、技術的なものはサブジェクトなという感じはしている。

【中村構成員】

- ITベンダーの観点からコメントすると、ITのシステムというのはご存じのとおり、仕様が固まらないとプログラムが書けず、プログラムを書くと、今度いろいろ変更するとなると、テスト等含めていろいろな手を入れていく必要があるというものになる。この後いろいろ議論されていく中で、これまで議論していた企業内部での委任というものは、今の指針ベースで走っていくとして、それ以外のものについてはこの後引き続き議論ということなので、その中で議論していただければいいと思っているが、現状のe-Taxのようなところでの税理士による署名のようなところであったり、本日話題に出た受任者側の意思での委任の確定、委任の解除等が、仕掛け上例えば証明書方式だと解除した後も当然証明書自体は有効ではない証明されたデータということで、現物が残るので確認できるのだが、例えばファイル方式でDBのような形で管理しておいて、解除されたから全部削除するというような運用をすると、一般的に普及していく中での利用者から見たとき、それぞれ方式によってデータの、再度見るようなところに対する基本的なコンセプトが変わってしまうような現象が起こり得ると思っており、ユーザーが混乱しかねないという気がしている。
- 社会の基盤としてこのようなものを作っていくという中では、一つ大きなポリシー自体は、制度的なポリシーというよりはユーザーからどう見えるかのようなところの議論で、少し方向性をすり合わせた上で、具体的にどうやっていくかというところの解を整合していただけると、より普及しやすいのではないかと思っている。

【飯倉調査官】

- ユースケースを具体化するに当たり、その仕様に対してこういうものを入れてくださいという具体的な検討をしていかないといけないと思っている。実際の運用、ユーザーが使いやすいという観点も含めて、考えていこうと思っている。

【野田説明者】

- この代理権を受けた受任者、例えば我々専門職側からは、委任が失効しているかどうかというのは、確認には行けないのか。
- というのは、長期的に我々が委任状をいただいて行政手続を行う場合もあるわけだが、それを何らかの事情があつて解約したいという場合、委任状の状況がどうなっているかというのを確認したいとき、受任者側から確認ができるか確認したい。

【飯倉調査官】

- 契約の相手方も見られるべきだという話をしているので、受任者側のほうもそれを確認できるようにするというのは当然あり得るだろうと考えている。

【野田説明者】

- 多くの行政手続のいろいろなケースを考えた場合、我々受任者として手続をやっていく中では、短期的なものも当然あるが長期的なものもある。そういったことを考えると、特に入札参加資格申請は毎年継続的にやっていくものなので、それが事務所の都合で、これは委任関係どうなっていたかなと確認したい場合もある。そういった場合、一々クライアントに確認するというよりも、受任者からの確認ができればありがたいという事情もある。

【手塚主査】

- そのとおりだと思うので、これをシステム的にどこまでどういうふうに反映させるかというのは、今後の検討部分もございますけれども、少なくともできるようにはしておかないといけないだろう。

【宮内構成員】

- 質問だが、逆に委任状の有効性を確認できるものを限定するような予定というのは今まで聞いたことがなかったのだが、そういうつもりがあるのかというのを、お聞きしたい。委任状の有効性を確認できるものが限定されるかどうかというと、私は無限というように、誰でもが取扱事業者を確認できるものだと思っていたのだが、そういう認識で

大丈夫だろうか。

【手塚主査】

- そのとおりだと思う次第。

【新井構成員】

- 今の話でいくと、電子証明書方式だと、必ずCRLが出されて、電子署名法では必ず検証者に見せないといけないので、限定されることはないと思う。

【宮脇構成員】

- 今回の件の補足なのだが、証明書方式の場合は失効リストという形で確かに公開しているが、その公開する期日というのが、その証明書の有効期限の終了日までになるので、その証明書の有効日を超えた後に何月何日以前で失効していたかという確認というのは、現在のところできないので、その点必要になるだろう。

【手塚主査】

- 実際そこまで必要かどうか、ユースケースを検討し、ぜひ今後の検討の中で、それぞれのお立場でどのようなケースがあるかということをご議論いただきながら、その中で決めていくというようにしたいと思う。

【長尾構成員】

- 構成員の長尾です。監査について1点、個人的な意見を述べたいと思っている。基本的にはISMSの認証を利用して、ただし監査も利用するということだが、やはりその内容やレベル感に大分差があると思う。第三者の監査や認証を否定するわけではないが、監査の有効性を確かめるような何か仕組みが、どこかにあるといいだろうと思った。

【野田説明者】

- 我々は紙ベースで委任状を受ける場合がかなり多い。それはなぜかという、当然法人、個人の方でもこういうのは面倒くさいということもあり得るので、これを促進していく上においては、我々が申請において、申請者意思の確認というのを何らかの方法で

できるような方法にならないのかというところも、考えていただきたい

【宮内構成員】

- おっしゃることはとてもごもつともだと思っている。恐らく、しかるべき電子委任状取扱事業者に対する申請書というものを用意しておいて、そこに依頼者に印鑑を押してもらい、その紙を受任者が持っていくというようなことは可能だと思っており、このような方式は今の枠組みの中でもできるのではないかと考えている。
- 受任者のほうがイニシアチブをとってこの電子委任状というものを、第三者のもとでつくるということは、実際に可能だと思うので、そのようなやり方はこれから事業者になる方が、しっかり受け入れ体制を整えてくれればいいのかというふうには、私は思っている。

【手塚主査】

- 幾つかご意見が出た中で、ユースケースについて、こういうケースもあるというものについては、今後ご意見を賜って、それをガイドライン等でまずはご提示させていただき、推進していくような形に持っていくというのが、良いのではないと思う。そちらについては事務局と主査のほうで調整させていただき、進めさせていただきたい。
- 本日このようなたくさんご意見が出てきたということは、現在政府が掲げている世界最先端のIT社会、これを実現するには法人間の取引や手続、または政府調達、申請、といったものの電子化というのが改めて重要であるということが再認識できたのではないかと考えている。特に電子署名法等によって、本人の真正性は確保されてきているというように思っており、それに対して属性認証についてはまだまだ今のご意見のとおり幾つか今後進めていかなければならない部分があるというように認識している。
- ここで電子委任状の普及の促進に関する法律というものが今回でき上がったわけだが、これについても環境整備という点で、今後さらに進めていく必要があるだろうと思っている。本日のご意見からも、関係者からの期待も非常に高いというように再認識した次第なので、しっかりと施行に向けてまとめ上げていくということが、近々の課題かと思っている。
- また本日、日本行政書士会連合会様からのご説明のあった電子委任状の利便性をより高めるための方法、さらには日本税理士会連合会様からのご説明にあったマイナポータル

ルへの電子委任状の活用など、さまざまなユースケースが早期に実現していくということも重要であると認識したので、これについてもあわせて、事務局や、関係省庁の皆様のご意見を拝聴しながらまとめていく必要があると思っている。

- またそのほかにも、もともと話のあった電子契約についても、クラウド上での活用や、マイナポータルのような各種手続に電子委任状の活用方法は大きく貢献し、広がっていくと期待し、再認識したところなので、この電子証明書を発行する認証局、士業団体のような関係者が知恵を出し合って、この電子委任状の普及を進め、安心安全な電子商取引を推進していくということがほんとうに重要だということを、本日のご意見から強く感じた次第。
- 今後、総務省、経産省において、本日いただいたご意見を参考に、電子委任状法の早期施行に向けて、関係法令の着実な整備を進めていっていただきたい

【飯倉調査官】

- 本日いただいたご意見を踏まえ、先ほどご説明させていただいた基本指針をしっかりと検討し直し、パブコメを実施していきたい。

以上